

きょうと福祉倶楽部学習会

高齢者の貧困と生活保護

2015年12月17日
花園大学 吉永 純

高齢者の生活 ～「老後破産」の危機

ONHKスペシャル「老後破産」

「まさかこんな老後を迎えるなんて思いもなかった」(田代さん)

○週刊東洋経済15.8.29、特集「下流老人」

○新・生存権訴訟原告(75歳・大阪訴訟)

「暖房の類は一切使わず、厚着をして毛布2枚にくるまってしのぎました。冬は週1回の銭湯、夏は淀川の支流で行水をして節約しています。」

「下流老人」と孤立

○下流老人とは「生活保護基準相当で暮らす高齢者およびその恐れがある高齢者」であるが、年収400万円でも将来、下流老人化する恐れがある(藤田孝典「下流老人 一億総老後破壊の衝撃」)

○実質的に生活保護を下回る収入の1人暮らし高齢者は、東京都港区と山形県がともに56%台で5割を超えた。孤立という点では、正月3カ日を一人で過ごした人は、山形県で26.7%、港区で33.4%に及ぶ(河合克義「老人に冷たい国・日本」)

「老後破産」の原因

○「老後破産」の原因 ～3つの「ない」(藤田)

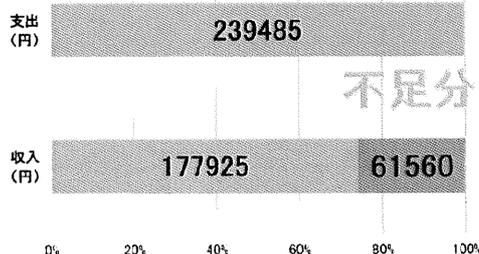
①低年金、②低貯蓄、③人間関係の希薄

○高齢者世帯の家計の悪化(円、月額、唐鎌)

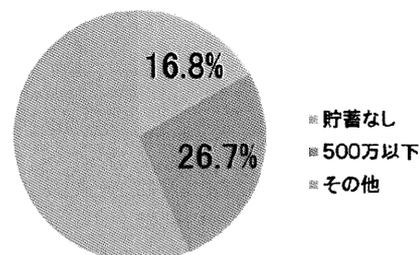
【高齢者夫婦】	1999年	2014年	増減
実収入	255,403	207,347	▲48,056
(社会保障給付)	232,241	190,800	▲41,441
実支出	269,446	268,907	▲539
(消費支出)	247,751	239,485	▲8,266
(直接税、社保料)	21,695	29,432	7,727
家計黒字額	▲14,043	▲61,560	▲47,517

※赤字月60,000円×12月×(80歳-65歳)=1080万円！！

高齢夫婦無職世帯の収入・支出



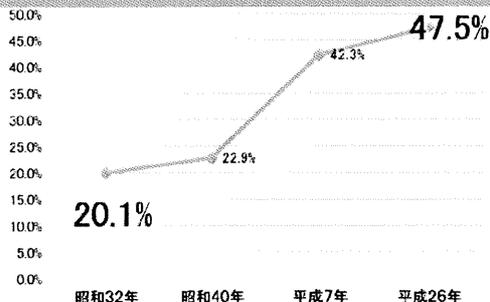
【追加】 高齢者世帯の貯蓄



公的年金制度の生活保障機能が不十分

- 無年金者は最大42万人
- 無年金見込者を含むと最大118万人
- 老齢基礎年金のみの受給権者は1023万人。その平均月額は5万円に満たない。
- 被保護世帯の約4割が何らかの年金を受給している。
⇒年金が生活保障として機能せず。

高齢者の生活保護利用者の推移



政策はどうなっているのか

【骨太2015・社会保障の基本理念】

- ① 自助を基本に公助・共助を適切に組み合わせた持続可能な国民皆保険
- ② 経済成長と両立する社会保障制度
- ③ 人口減少社会に合った公平で効率的な医療等の提供
- ④ 健康で生きがいのある社会
- ⑤ 公平な負担で支え合う制度

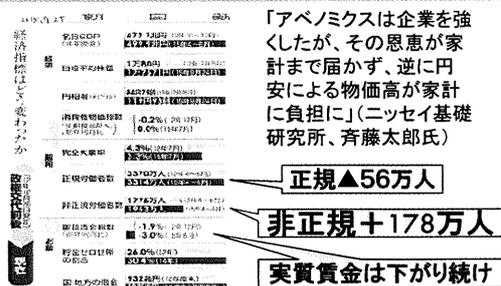
労働・社会保障の集中豪雨的改悪①

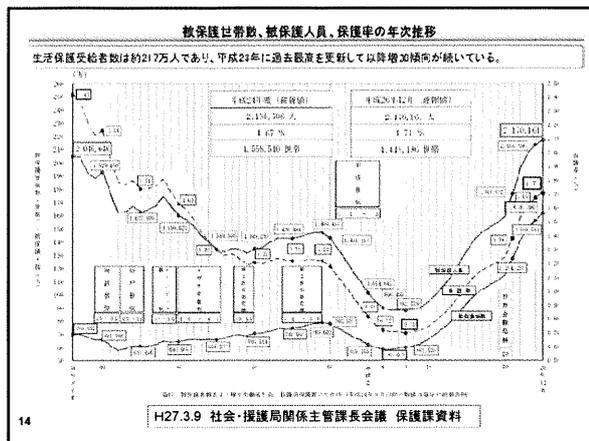
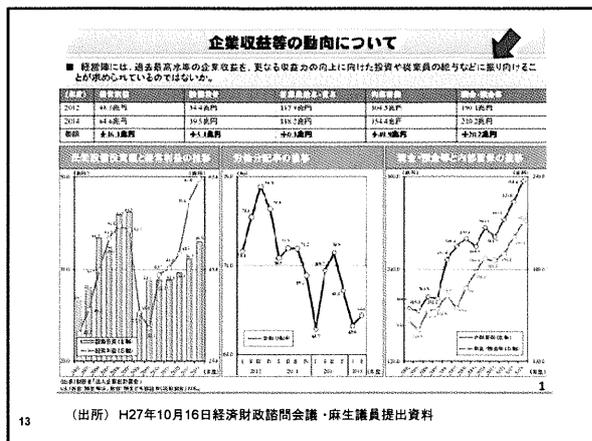
- 【労働】残業代ゼロ法案、生涯ハケン等労働規制の「緩和」
- 【年金】マクロ経済スライド初発動(賃金上昇率2.3%に対し、UPは0.9%) / 給付水準は今後30年間抑制 / 所得代替率50% 目途。
- 【医療】新規70歳到達者からこれまでの1割負担を2割に(2014.4月～) / 75歳以上の保険料特例軽減廃止(一人世帯・月370円→1120円へ、865万人影響) / 入院給食費引上げ(現行1食260円→2016年度360円→2018年度460円)、対象70万人 / 紹介状なし大病院受診→5000円～10000円負担 / 国保運営の都道府県化(医療供給体制と抱き合わせ)。国保料UPの危惧 / 「患者申出療養制度」の導入。保険外医療の拡大。

労働・社会保障の集中豪雨的改悪②

- 【介護】介護保険料UP(2015年4月～)月5514円(+542円) 10%超UP / 介護報酬2.27%引下げ / 訪問介護、通所介護を介護予防給付(全国統一給付)から外し、市町村任せに / 特養ホームの重点化 原則要介護3以上に(現在は要介護1以上) / 一定所得以上の利用者負担を2割へ(→所得上位20%(合計所得金額160万以上・単身で年金収入だけの場合、280万円以上) / 施設入所者の食費・居住費補助に資産要件を加える(単身者、預貯金1000万円以上は排除)。
- ☞「医療難民」「介護難民」は、地域(地域包括ケア)が受け皿に？

アベノミクスの行き詰まり・大企業栄え民減ぶ





生活保護は役割を発揮しているか

○捕捉率(生活保護基準以下で生活している世帯のうち実際に生活保護を利用している世帯の割合)は、2~3割といわれるが…

○2012年・貧困率16.1%、人口2052万人
 ⇨2012年・保護率1.67%、213万人
 ★捕捉率 = 213万 ÷ 2052万 = 10.4%
 ★貧困者の1割程度しか捕捉されていない!

生活保護とは…

○「人間の『生』を無条件で保障し、肯定すること」(稲葉剛『生活保護から考える』)

○「生きるための選択肢は、借金か風俗か自死か、行政に頼るか、(生活保護を利用して)『いやあ、私は健康で文化的な生活を営んでもいいんですよ、って言われてるから』と、死神に反論する材料ができたのです」(大和彩『失職女子』)

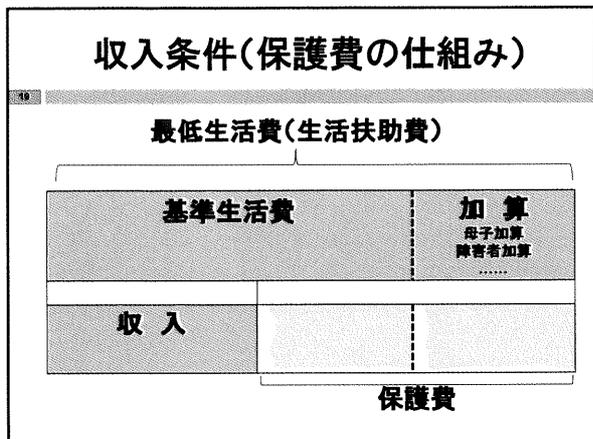
○216万人のいのちを支えている最後のセーフティネット

生活保護のメリット【支給される扶助】

- ①生活扶助…一般世帯の6~7割程度
- ②住宅扶助…安いアパートの家賃程度。自家でも可(処分不要)
- ③教育扶助…義務教育の費用(給食代等も)
- ④医療扶助…無料
- ⑤介護扶助…無料
- ⑥生業扶助…就職支度関係、高校の就学費用等
- ⑦出産扶助…現金(もしくは入院助産を使う)
- ⑧葬祭扶助…葬式代(206,000円)

生活保護の条件

- 生活保護の条件
 - ①収入条件(法8条:フロー)
 - ②資産条件等(4条1項)
 - 資産活用(貯金、自動車等)
 - 能力活用(稼働能力)
 - その他あらゆるもの
- ③優先するに過ぎない(4条2項)ものに注意!
- (例)扶養+他法他施策(他の法律に定める扶助)
- ④急迫保護(4条3項) 生存が危ういような場合



最低生活費の例

20

○3人世帯(33歳、29歳、4歳)
生活扶助153,760円+住宅扶助52,000円=205,760円

○高齢単身世帯(68歳)
生活扶助77,450円+住宅扶助40,000円=117,450円

○母子2人世帯(30歳、4歳)
生活扶助140,300円+住宅扶助48,000円=188,300円
(注)生活扶助には冬季加算、児童養育加算、母子加算含む
(注)生活扶助は、「世帯人数×4万円+4万円+加算(母子2.3万。児童養育加算[3歳未:1.5万、3-15歳:1万]が目安

財産保有について

21

- (i) 保有を認め、場合により購入費用も認める。家具什器費等
- (ii) 保有は認めるが、購入費までは認めない。耐久消費財等
- (iii) 保有は否認され、換価を求められる。宝石、株券等
- (iv) 保有しているだけで、保護が否定されるもの
(例)自動車(障害者、自立可能[1年限度]であればOK)
- (v) その他

・預貯金は基本的には否定/学資保険は満期金50万円まではOK/生命保険は少額のものOK

強い扶養義務は2つの場合だけ

22

- 1 夫婦相互間
- 2 親の未成熟子(中高生)を育てる義務

→これらの場合、扶養義務者の最低生活費を上回る分は、扶養しなければなりません。

→その他の扶養義務は、「扶養義務者がその人の地位にふさわしい生活を送った後で、余力があればその範囲で果たしたらよい」とされている緩やかなものです。

実際の扶養履行率は2.7%

23

*生活保護利用に至るまで、何からの形で親族から援助を受けている例が多く、「このままでは共倒れ」とか、「夫のDV(家族への暴力)から逃げてきた」などから、履行率は低くなっています。

扶養の強化は餓死を増やす

24

- *25年前の札幌母親餓死事件は、「9年前に別れた夫からの扶養できない文書」を求められ、生活保護をあきらめ、お母さんは衰弱死しました。
- *2006年、北九州市の餓死事件では、二男、長男への扶養義務を求められ、餓死に至っています。
- *また、障害者が地域で生活するには、生活保護が重要な役割を果たしていますが、扶養を強化すると、いつまでも父母に頼れということになり、障害のある人の地域での自立生活が遠のきます。

引下げ三重苦

【住宅扶助・冬季加算・基準生活費の引下げ】

○H27.1.15保護課文書 →2015年度△320億円

①住宅扶助の減額を決定

・下げ幅3.8%(過去最大)。44万世帯・3割の保護世帯が減額
 ・△30億円(15年)→△190億円(18年)

②冬季加算8.4%減額(過去最大)△年30億円

③基準生活費の引下げ(3回目)△年260億円

2013.7月比 △7.3%(3回計670億円6.5%+期末一時扶助
 70億円=740億)+2.9%(14年度)≒約△4.4%

住宅扶助の引下げ

○長岡京市、向日市

・6月まで 単身:41,000円、2-6人:53,000円

・7月から 単身:40,000円、2人:48,000円

3-5人:52,000円、6人:56,000円

○次期契約更新時期までは旧基準額支給

○経過措置(次のスライド)を最大限活用

○基準額を超えている場合でも、どこに住むかは基本的に自由(住まい=生活の土台)。ただし、生活扶助にあまり食い込むのは好ましくない。

住宅扶助引下げ(7月から)について

【経過措置の最大限活用】

1 新基準は、次期更新時期まで猶予

2 新基準でも、必要あれば1.3倍以上に増額可能

3 下記の場合は、旧基準を期限なく適用可

①転居によって通院、通所に支障をきたす場合

②転居によって通勤又は通学に支障をきたす場合

③高齢者、身体障害者等であって、親族や地域の支援を受けている場合であって転居によって自立を阻害する場合

生活扶助基準の影響(下げ幅)

世帯類型	標準3人 世帯(33才、 29才、4才)	中高生 いる世帯 (45才、40 才、17才、 14才)	母子世帯 (33才、12 才、8才)	高齢単身 世帯(70才)	中年単身 世帯(52才)	若者単身 世帯(25才)
引下げ前 (2013年7 月)	164,830 円	215,730 円	174,640 円	77,970円	83,980円	86,130円
引下げ後 (2015年4 月)	148,350 円	194,160 円	157,180 円	74,630円	80,160円	79,230円
引下げ額 (%)	△16,480 円 (△10.0%)	△21,570 円 (△10.0%)	△17,460 円 (△10.0%)	△3,340円 (△4.3%)	△3,820円 (△4.5%)	△6,900円 (△8.0%)

どうしたらいいか? ~脱貧困への道

○生活保護を含め、現在ある社会保障制度を最大限活用する。ケアマネの役割。

○政策的には、所得再配分機能の強化

・お金のあるところから、ないところに回す

・税制の適正化(富裕層への課税等)